

カンボジア国
プノンペン新港経済特別区・関連施設建設事業
(協力準備調査(有償PPP))
スコーピング案

日時 平成25年1月7日(月) 14:00~17:03

場所 JICA本部 112会議室

(独)国際協力機構

助言委員（敬称省略）

石田 健一 東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門行動生態計測分野 助教
長谷川 弘 広島修道大学 人間環境学部及び経済科学研究科 教授
平山 義康 大東文化大学 環境創造学部 教授
松本 悟 特定非営利活動法人メコン・ウォッチ / 法政大学 国際文化学部
米田 久美子 一般財団法人 自然環境研究センター 研究事業部 研究主幹

JICA

< 事業主管部 >

若林 仁 民間連携室 連携推進課 課長
藤井 昌美 民間連携室 連携推進課

< 事務局 >

河野 高明 審査部 環境社会配慮審査課 課長
毛利 剛士 審査部 環境社会配慮審査課

オブザーバー

五島 正明 株式会社オリエンタルコンサルタンツ
三島 京子 株式会社Ides

午後2時00分開会

河野 それでは、お時間になりましたので、これからワーキンググループを始めたいと思います。本日は、カンボジア、プノンペン新港経済特別区・関連施設建設事業協力準備調査、PPPの案件です。このスコーピング案ということでございます。それでは、松本委員に主査をお願いしたいと思います。

松本主査 最初伺いたいんですが、これは補足資料の説明を最初にしたほうがよろしいですか。読まれてもう大体納得されているのであれば、委員の意見から順番にチェックしていこうかと思うんですが。では、いつものように最初から、既にまとめていただいた事前のコメントから1つずつチェックをさせていただきたいというふうに思います。

石田委員 メールで申し上げたんですけれども、あの後検討したら7、8個また新たなコメントが出たんですが、それは特に議論にかけずに、ほとんどコメントですので、その場合一番最後のコメントをつくる、助言をつくる段階で申し上げたいと思いますので、よろしくお願いします。

松本主査 そうしましたら、全体会合のコメントは私たちのところではどうしましょうか。委員の方々から何かがあればということですが、最初の作本委員の全体会合でのコメントと回答をご覧になって、委員の方で何かありますか。あるいは既に書かれているものと同じものがあればそちらに吸収させてしまおうかと思いますが。これはコメントというよりは質問ですね。ですから、この内容を踏まえてということで、では進めさせていただいてよろしいですか。では、長谷川委員、次お願いします。

長谷川委員 2番目の私の質問、お答えありがとうございました。およそ理解しました。ただ、4行目です。回答の最初のところ、マスタープラン（FS）とあるんですが、マスタープラン、MPですね。これは何かほかと違う意味合いがあっという書き方になっているのか、それだけ確認させてほしかったんですが。

若林 ご趣旨はマスタープラン（FS）と書いてあるというところでございますでしょうか。名称としてはマスタープランという名前になっていたかと思うんですけれども、本調査をもって事業が実施に移されるということでございまして、実質F/Sと位置づけられるものということでこういうふうに書かせていただいております。

長谷川委員 わかりました、結構です。

松本主査 同じところで私も質問があったんですが、私もフェーズ分けをされた全体の調査を中国がやっているかどうかというのが知りたかったんですが、ここはマスタープランと書かれていたので、全体なのかとも思ったんですが、あくまで中国がやった部分だけのF/Sだというふうに理解したほうがいいということでしょうか。

若林 そのような理解で結構かと思います。

松本主査 この点はよろしいですか。では、次、2つほど石田委員、よろしくお願いします。

石田委員 3番は理解しました。ありがとうございます。次、4番ですが、これは3港含めてやったんですか。

若林 3港を含めてとおっしゃいますのは、3港まとめてということ。

石田委員 年が明けたので忘れたんですけれども、間に休みが入ったし、随分前のような気がして。ただ、記述、このいただいた文書の最初のほうに3港互いに影響し合うというような記述があったからこそ多分私はここ聞いているんだと思うんです。そういう広域のアセスメント、お互いにリンクを伴ったアセスメントをされたんでしょうかということなんです。

若林 そういう意味では、こちらでご説明申し上げている形での調査が実施されたということでありますので、シアヌーク、プノンペン、それからカイメップ、3つの港をまとめてそれぞれに与える環境影響のアセスメントを行った調査というものは存在していないということです。

石田委員 わかりました、結構です。多分コメントが何かで言います。ありがとうございます。4番結構です。

松本主査 米田委員。

米田委員 余りよくわかっていないかもしれないんですが、中国が行ったF/S調査というのがEIAに当たるという理解でよろしいんでしょうか。

若林 中国の調査の中でEIAに該当する環境影響に係る調査の部分は含まれているという理解でございます。

米田委員 その報告というのはご覧になっていて、特に問題はなかったということですか。

若林 そうです。そういう意味で問題がなかったという認識でございます。

松本主査 モニタリングはされていないということですね。では、6番目ですが、この可能であれば参考として評価を行う予定ですよという、このお答えはどういうことなのか。

若林 予算的な話も含めてということにもなるんですけれども、第3ターミナルについては計画策定をどこまでできるかということも含めて考えないときちんとした影響評価というものはできませんので、今回の調査の範囲の中で、少なくともEIA等については第3フェーズまでをカバーする形では影響は見るということは想定しておりますけれども、累積的なところについての掘り下げた分析をどこまでできるかというのは、可能な範囲でという形で書かせていただきました。

松本主査 6は3については可能ならばで、7については今回の対象を越えて250で評価するというふう書いてあって、このあたりがどうして片方は第3を含まずに、片方は両方ともちゃんと含むのか、この辺がよくわからなかったんです。

若林 基本的に対象範囲はもう250ヘクタールを選定しておりますので、その範囲の影響評価を行う予定でございます。ただ、第3フェーズの部分について、やはり掘り

下げた評価というところは限界があるのかなというふうに認識しておりますので、その部分については可能な限りでの評価になるだろうという想定でございます。

松本主査 全体のややマスタープラン的なというか、広域での影響評価というのは実際は存在していないという理解でよろしいですか。

若林 広域といいますのは、第3フェーズまでをカバーしたというのは今のところは存在していないという理解をしています。

松本主査 私はそれでいいんですが、よろしいですか。では、8長谷川委員、9の私と一緒にしています。

長谷川委員 松本委員と意図するところは多分同じかなと思うんですけども、こういう事情でということとは了解しました。ただ、スコーピングの位置づけとしては、調査準備も含めてどういうやり方でやるかということ、スコーピングというか、絞り込みをするというのがスコーピングですから、何らかの調査にかかわる、EIAにかかわるような準備調査であってもある程度終わってから、さあスコーピングの何かこういった検討をしましょうというのは順序が、やはりボタンのかけ違いが後であった場合戻れませんから、そういう意味では2カ月あるいは2カ月半というこの期間は少し長過ぎるのかなという感じがしたんですけども。

若林 ご指摘のところはまさに調査の準備に当てているということで、今回いろいろご指摘をいただいている部分、それから我々からも修正、変更も提案させていただいている部分については、特にこれまでの2カ月のところで項目として既にカバーをしているという形ではなくて、むしろこれからしっかりやっていくということでございますので、実際にスタートするのは12月からということであるんですけども、今回のスコーピングの議論も踏まえての調査というのは十分カバーさせていただけるものと考えております。

松本主査 具体的にはこの2カ月間何をされたんですか。

三島氏 調査団の三島と申します。11月ごろから現地調査を、進められるものについては開始いたしておまして、今のところ、水質、底質、それから、水生生物の調査等について、既に着手したところでございます。これから、植生の調査、陸上の動植物の調査、それから社会調査のアンケート調査等を実施する予定にしております。

長谷川委員 その調査の中身を、どういう中身の調査をやるかということ自体を検討するのがスコーピングの大きなお役目だということはもう重々ご承知だと思うんですが、多分それをやりたくてもさまざまな事情で今の時期にずれ込まなければいけなかったと、多分そういうことなんでしょうけれども、ただ、こういう制度があって、いつもこういうふうになってしまうと、何のために我々ここへ来て何か助言をしているかという、本末転倒になってしまうので、多分いろいろ事情があると思いますのでこれ以上は申し上げませんが、よろしくJICAのほうもお願いいたします。

若林 今申し上げた通り、幾つかの項目について着手をしているということであり

ますけれども、もちろん今日の会議を踏まえてご指摘いただいたポイントなどを反映してしっかり調査をやっていくということは十分可能なタイミングだと認識しておりますので、その点は補足させていただきたいと思います。

松本主査 つまり、我々が出したスコーピングを無視されるとは思っていませんが、二度手間になるんじゃないですかということですね。既にやってしまったものをもう少しここをやってくれと言われて、それはちょっと無駄ですよという視点だと思いませんので、ご配慮いただければと思います。では、10番の日比委員が全体会合で出されたことですが、これはほかの委員とも重なるということで、もう一回長谷川委員になりますか、11、12。

長谷川委員 これも松本委員と重なっているところがほとんどかなと思います。つまりは、今回我々が見させてもらっているスコーピングというのは、EIAを行うとその中身、EIAということでそのためのスコーピングというふうに捉えていいという理解でよろしいですか。

若林 回答にも書かせていただいていますけれども、本調査でのレポートをベースに、事業としてはIEIAではなくて、EIAに直接進めていくということを想定しておりますので、そのようにご理解をいただければと思っております。

長谷川委員 いただいた事前の資料の中では、IEIAをやって、その結果に基づいてEIA、フルスペックのEIAにするかどうかを判断するという書きぶりしかなかったのですが、ここにあるように初めからEIAということに突き進むというものもこういう形である。今回はそれに当たるんだというふうなことで、それは法律上問題ないわけですね。

若林 はい、IEIAを行う趣旨はそもそも本格的なEIAが必要かどうかを当局側としても確認をするというプロセスになっているわけですが、今回は事業の内容からしてEIAが必要であるということをも前提として進めないといけないという認識に立っておりますので、そういうことからIEIAを行わずにEIAを実施するという整理になっておりまして、そのことは運用上も可能であるというふうに認識しております。

松本主査 確認ですが、カンボジアの法制度上のIEIAは今回はやらずに、直接EIAに入る。JICAのガイドライン上もこれはフルEIAでやるという、2つが書かれていると思うんですが、そういう理解でよろしいんですね。

若林 そういう認識でございます。

松本主査 そうしましたら14まで終わったということで、15は、これは何か特別な用語なんですか、国家私有地というのは。ご説明の通りでわかっているんですが。若干表現が。法令にそう書いてありましたか。

若林 法令上の言葉遣いでこうなっていたかと思ったんですけれども。

三島氏 ステート・プライベート・ランドというふうな訳になっておりましたので、それをそのまま日本語に訳しました。

松本委員 それは確認です、わかりました。では、平山委員、15番。

平山委員 カンボジアでは有鉛ガソリンの規制は行われているのかという質問を出させていただきました。これに対しては、規制は行われていないが実際に流通しているのは無鉛ガソリンであるというお答えなのですが、私が懸念したのは、連結する道路、そこに自動車がたくさん通るとすると、途上国でよく鉛による排ガスの被害が起きる、そういうことがあるので、そのところもこの回答いかんではEIAの対象物質として入れる必要があるのではないかといいところまでいかいかないかという、そういう意味で書いてあるのですけれども、お答えによりますと、これが正しいとすると、対象にしなくてもいいのかなとは思いますが、私としては実際にEIAを行う場合に対象物質としない場合にもこの現状だけは書き込んでおいて、実際には使われていないので対象物質から外すぐらいの記述はどこかに残しておいていただきたいなと思います。

若林 ご説明ありがとうございます。質問のポイントについては理解をいたしましたので、実際のサイトの現状というものは情報収集をさせていただいて、その点についてレポートの中ではリバースするようにさせていただきたいと思います。

松本主査 これはベトナムとの行き来が頻繁になっても大丈夫ですか。

若林 少なくとも今の認識では、頻繁になった後実際どういうふうになるかというところですね。

松本主査 それを目指されていますね。

若林 その影響があり得るかどうかなというのはむしろあわせて情報収集させていただきたいと思います。

松本主査 後でコメントのところ。石田委員、お願いします。

石田委員 17番ありがとうございます。17番は結構です。全体事項なのでもう一つ別のことをお聞きしたいんですが、この計画ではSEZに主に貨物量がいくんでしょうけれども、と同時に国道1号線を使って車両の増加というのはあるんじゃないかという気がするんです。その場合国道1号線の車両増加は予想されていないんでしょうか。それと、予想される場合には、プノンペンへ向かったバイパスを新たにつくる計画が既にあるとか、そのあたりの国道1号線ないしはつくられるかもしれないプノンペンとの間のバイパスまたは近隣の大きな都市の道路の拡張なりバイパスというものの計画があるのかなのか、予想されるのかどうかという、SEZとつなぐアクセス道路というものでないところへの影響としての道路の予想はどういう状況なのか、教えてください。

松本主査 確認ですけれども、17はこれでよいということですね。17まではとりあえず終わったけれども、さらに追加として、全体事項として今の点を伺うということですね。

石田委員 冒頭申し上げた新たな質問です。

若林 現時点で今回の港の拡張、それからSEZの建設、それにあわせて国道1号線の

拡幅であるとか、あるいはバイパスの建設といったものがタイムリーに計画されているというようなお話は認識しておりませんので、そういうこともあって、少なくともSEZ、当然ながらそこでトラック等の利用は増えるわけですけれども、あくまでもアクセス道路であるとか、そこを対象として今回のEIAのスコーピングはしているという形になっております。

石田委員 ということは検討されていないということですね。では、これはコメントで残します。

松本主査 ほかに全体事項で何か追加で質問されたいことありますでしょうか。

米田委員 私現地のことをよく知らないんですが、プノンペンの郊外にこのあたりの湿地帯の中に経済特区がもう既にあるというふうに聞いたんですけども、その位置関係とか、つながり方とか、そういうところというのは何か教えていただけないかなと思うんですが。

若林 今回の新しい港と後背地における経済特区という意味では、区画の整備は幾つか進んでおりますけれども、実際に建設が済んで運用が始まっている特区というのはまだないという認識です。ですので、今回の計画によって進められるものがまず初めになる、最初のものになってくるという認識ですけれども、もう少しプノンペン市上流のほうになります。プノンペン市に近いところでは当然ながら幾つか既に経済特区は存在しているということでございます。全体会合の時に簡単に資料でご紹介もしたんですけども、SEZがカンボジアの中で23カ所あるということをお話し申し上げておまして、一応プノンペンについては1つある、首都近郊にあるということをご説明しております。現在1つ運営中のものであるという認識でよろしいかと思っております。

米田委員 基本的には今度つくられる経済特区が湿地帯というか農地というか、そういう広いところの中にぽつんと島のようにできるものだという認識を持っているんですけども、それで間違いはないですか。

若林 はい、そうです。雨期には冠水してしまうようなエリアでありますけれども、乾期には農地として利用されている土地でございます。

米田委員 そういうものがもう既に幾つもあるというわけではない。この地域ではまだそういう状況ではないということですか。

若林 そうです。

松本主査 ほかに何かありますか、全体事項で。では、引き続き代替案の検討に入りたいと思います。18番、平山委員、お願いします。

平山委員 18番はSEZとNCTのサイト選定のことなのですけれども、NCTについては4ページのベルギーの技術協力で実施された調査で選定されたものであること、そしてここの回答ではそれを尊重しますと書いてあるのですが、SEZそのものについてはどのような検討がされたのか、またはそれはこの今回のスコーピング案の対象外と考えていいのかということなのですけれども、回答としてはNCTのこととSEZの将来の

拡張のことが書いてございますけれども、SEZそのものについては一体どういうふう
に考えたらよろしいのでしょうかということです。

若林 SEZについては需要の伸び等を踏まえての、まずは必要な用地の規模といっ
たものを想定して、用地につきましては、まずは港の位置から入りますけれども、計
画予定地、既に幾つか区画の計画も動いている中ですが、そういう中で今回調
査団として一番最適な利用できる場所を選定をしている、提案をしているというこ
とでございます。

平山委員 それはSEZで、ここがというのはこの資料に書いてありますけれども、
それは今回のこのスコーピング案の助言の対象事項なのですか、審査事項なのですか
ということをお伺いしているのですが。要するに、そこについて何か意見というか、
助言というか、お求めになっているのですか。これはもう決まっているので、黙っ
てくださいと、こうおっしゃるのですかということなのです。

若林 基本的にはEIAの対象にさせていただいておりますので、基本的に助言委員会
の対象にもなってくる話だとは思ってはおりますけれども、当然助言委員会の助言の。

平山委員 このサイトの話もですか。

若林 サイトの。

平山委員 選定についても。

若林 はい。

平山委員 だとすると、それに関する資料というのがもう少しないと、議論ができ
ないのではないかという気がちょっとするのですが。それから、代替地がどうなっ
ているかとか、それに関するデータというのはどこにあるのでしょうか。私は、JICAの
方は、いやこれはもうJICAで決めたのだから助言委員会のスコーピング案の助言の対
象としては取り上げていただかなくて結構という答えが出てくるものとばかり思っ
てこれを書いているのですけれども、そうではない。だとすると、代替地に関するデー
タとか、そういうものを少し上げていただいて調査項目というのでも書いていただい
て、そしてこういうEIA調査の進め方をすべきであるとかないとかという助言をお求めに
なるべきではないか。

若林 スコーピングのレポートに若干書かせていただいているところですが、

平山委員 代替地に関する記述ですか。

若林 4ページ、5ページにかけてが中心でございますが、特に5ページの上のこ
ろになりますけれども、3行目あたりからですが、SEZの候補地選定の根拠とい
うことで書かせていただいております。

平山委員 そこはあるのですが、代替地の話。

若林 代替地については、この資料では十分書いていないかと思っております。

平山委員 そうですね。それでは、審査というか、審議ができないのじゃないでし
ょうか。ここは代替案の検討ということなのですが、SEZの代替案の検討ということ

についてはどうなのですかという質問なのですけども。

若林 代替地の検討の部分について、今回のサイトに決定をした経緯のところのご説明を、別途ご説明をさせていただきたいというふうに思いますので、本日のところは資料としてはございません。

平山委員 では、代替案の検討はされたということですか。

若林 選定に当たっての選定根拠の詳細なご説明をまた別途差し上げたいと思います。

平山委員 その説明だと、要するに代替案についての検討は助言の対象ではないと言っておられるように聞こえるのですが、そういうことですか。

松本主査 若干かみ合っていないんですが、議論としては、NCTがベルギーの調査があって、ある程度候補が決まっています、それをベースに考えた場合、「1,000ヘクタール以上とれて云々」で見ると、この1つしかありませんでしたなのか、3つぐらいあってこれを選んだのか、どちらですかということなんだと思うんですが。

若林 基本的には土地としては、区画としては今回選定をしている土地に限定的に選定をする選択肢しかなかったということでございまして、そういう意味では代替案を、この追加的に検討ということは現実にはしておりませんし、今回の提案においてはその必要性はないものというふうに考えてございます。

松本主査 今のお話だと代替案はなかったということですね。

平山委員 代替案はなかったし、ほかの土地と比較して検討するというのも、この助言委員会の対象事項としては考えていない。それでよろしいのでしょうか。

藤井 コンテナターミナルについては比較の代替検討は資料にも出してあります通りしておりますけれども、このターミナルの位置によってSEZの対象地というのは必然的にここというふうに、幾つかの条件の中で決まっていますので、そういう意味ではSEZはコンテナターミナルの位置がこことなったことに伴って、ほかの代替地というのが特にあるわけでもなくというふうな形でやらせていただいております。

平山委員 事情はわかるのですけれども、代替案の検討というのは基本的にはされていないということですね。

若林 そうです。

平山委員 する必要もなかったということなのですね。基本的にEIAにおいては代替案の検討というのが、形式的かもしれませんが、必ず出てきているものですから、そのところをどうご説明になるのかなというのを聞きたかったのですけれども。

若林 そのご質問につきましては、今回ご提案させていただくに当たっての代替地の検討はSEZについてはしておりませんということであります。

松本主査 それは必要に応じてコメントという形で、それも対象だというふうにおっしゃっていますから、代替案の検討については入れるべきだということ。

平山委員 実質的には対象でないとおっしゃっているようにも聞こえるのです。

松本主査 対象だとおっしゃっていますから、そこは遠慮せずにそのようなコメントを出すのがこちらの役割ですので、またそこは後でコメントをお願いします。19番、長谷川委員、お願いします。

長谷川委員 平山委員の質問を違う角度からした質問が19番なんですけれども、アクセス道路については事前にいただいた表の5.3-1に代替案比較をして1つに絞っています。それから、NCTサイトについては補足資料を今回いただいて、その表の中で1つに絞っていますということで書いてあります。今、平山委員が問題になされたSEZについて私も質問したんですけれども、それについてはどうこうという答えが補足資料も含めてないんです。ただ、18番目の説明を聞くと、それについては代替案検討の余地があるというふうに今の説明だと理解させてもらったんですが、そうではないんじゃないですか。多分SEZについても何らかの検討をなさって、たまたまその検討資料が、比較資料を我々が目にしていないというだけで、20何カ所選んだ時にいろいろと比較してここに決めたんじゃないですか。もしそうであれば、今回のスコーピングの中では対象にしないというふうな持って行き方があってもおかしくないと思うんですけれども、もしそうでないということであれば、もう一度スコーピングの中で、環境面を含めて代替案を出してくださいというふうに言わざるを得ないと思うんですけれども。

若林 基本的には今回PPPのF/Sでございますので、企業からの提案を受けたという、その時点においてSEZの、ターミナル延長は中国の第1フェーズがございますし、SEZの位置につきましても後背地として当然ながらターミナルの後背地の位置どりというところと、その区画としてもこの区域でという形のご提案はいただいております、我々としてはそこを前提とした調査を進めていただくものというふうに考えてはおりますので、先ほど私がスコーピングの範囲内というふうに申し上げましたのは、当然ながら区画の位置どりについての検討あるいは選択肢というものは存在をしたというふうな認識をしておりますけれども、そういった過程を踏まえての今回のSEZの土地というものが企業側としては選定をしてきているものとは理解しておりますので、そういう前提で調査を進めたいということで考えております。そういう意味ではスコーピングの対象外ということで整理をさせていただく話かとは思いますが。私の前言の撤回になってしまいますけれども、特にこの点についてはそういう認識で私どもとしては準備をしまいたいということでございます。

三島氏 事前配布資料の5ページ目に、この点についてはブノンペン新港SEZとアクセス道路位置図という説明をさせていただきましたけれども、この図の中で黄色の点線で囲ってありますところがSEZの予定地でございますけれども、これとNCTの間というのは、実際村が存在しております、人が住んでいる地域でありまして、また、田畑の利用もかなり、このあたりになりますと乾湿、年間を通じて高い生産性のある田畑になりますので、かなり耕作物の利用も行われておりますので、土地利用上どう

しても今計画している黄色の点線のところでないと実際のところ難しいという実情がございます。ですので、今回こしかないというような形で提案させていただいておるといことでございます。

松本主査 逆に言うと、そういう記述はないですね。いただいた資料の中には5条件が書かれていて、この5条件に合う箇所が一体何カ所あるのかもなければ、影響が少ないことと書かれていますけれども、そういう場合は、ではここここを比べたらこっちが少ないという比較対照表があるはずですけども、それもないわけです。ですから、今おっしゃったような記述がないと今のような疑問が出ますし、長谷川委員がおっしゃったのは、むしろカンボジア政府全体としてSEZの候補地選びみたいなものが先あって、それに当てはめているんじゃないかという意見を今出されたわけですから、両面からです。つまり、ターミナルの位置から推測したのか、それとも23地点の全体の、国家全体のSEZの戦略みたいなものの地図があって、その中にこれが入っているとか。どちらなのかもわからない中で今2人の意見があったと思うので、そこはまた後でコメントのところ整理するというので、今はもうちょっと質問をされるのであれば、平山委員と長谷川委員、お2人から。

長谷川委員 今まさに松本主査が言った通りで、上位計画があってそれでここにしたんだというふうな根拠があるのであれば余りそれをスコーピングの中で問題にすることは意味がないと思うんです。ここにももちろんこういう理由でここになっているというふうには5条件としてあるんですけども、さらに上位計画で決められたというふうな表現があれば余り無駄な突っ込みはしなくてもいいかと思うんです。松本委員が言われた通り、そこをきちんと記述するというのでコメントをする可能性はあると思うんです。

松本主査 では、そのような対応で、後ほどまた18、19については議論させていただければと思います。そうしましたら、20、21と続けて石田委員、お願いします。

石田委員 今の平山委員と長谷川委員の議論されたテーマで、ちょっと細かいことなんですけど、表の5.3-1と新たにいただいた補足資料1の比較検討を見ても、今調査団がおっしゃっていただいた、農地として使われているので、地図でいうと黄色い点線で囲った部分しかないというのが読み取れないんです。だから、それはぜひクライテリアの中に農地なり、農業生産なり加えると一つ説得力が増すのかなと思います。これもコメントに残しませんけれども、優位性ですべてを定義するのは無理ではないか。狭い距離という表現も使っているし、それがどうして優位性になるのかよくわかりません。多いとか少ないとか、クライテリアは、多い少ない、高い低いとか、いろいろな定性的な表現可能です。ですから、それを全部無理やりA、A、A、ABC、ABCとする評価をすると何か不自然なんです。そこはもう一度ご検討いただいたほうがいいと思います。数量評価しなければいけないというマンドートがないのであれば、あるのであればもうそれはそのままやっただけであればいいんですけども。では、20番、

21番、どうもありがとうございました。とにかく安全ですよということをおっしゃられておられるんですね。

それで素人なので逆に、カンボジアのマリタイムは全然存じ上げないので逆にお聞きしたいんですが、一見して図の5.3-2を見ると川幅が500メートル以上あるので、ベトナムとかタイとかいろいろなところを頭に浮かべると、500メートルあればタンカーが通っても、パイロットがいてタンカーを連れて行って、かつ漁船がそばで操業したり、えっちらおっちら網をやっているだけでも大丈夫かなという気はするんです。それはします。それは納得します。ただ、それは現状を見ていないので逆にお聞きしたいんですが、ここでご回答になられた、すべてのオイルタンカーはパイロット船を引っ張っていたり、水路操船の安全は確保されているというのは、これまでの事故報告なり、メコン川はプノンペン以降使っているわけですから、メコン川を航行するタンカーなり、貨物船なり、船舶なり、それに加えて地域の小さな漁船とか、網漁業をやっている人たちとか、そういう現状の交通状態において無理がないので、だから大丈夫だといっているのか、それとも法律上こういうことは守らなければいけないということになっているから書類上は大丈夫なはずですという推定なのか。いわゆるこうおっしゃられる根拠を知りたいんです。実際に事故報告なり、そういうのを見られた上でこういうふうにおっしゃっておられるのか。別に事故報告を見なくてもいいんですけれども、要するにカンボジアの法律準拠の程度ということがどの程度守られているかわからないし、漁業者はどのくらい無茶をしているかも全然わからないんです。だから、そこら辺を踏まえた上で安心していいのかどうかということをお教えください。安心していいのであればコメントには残しません。

五島氏 調査団の五島と申します。今のご質問なんですけれども、カンボジアは特に港を設定するための基準というのははっきりしたものはございません。実際には日本なり国際的な基準に準拠して、幅なり、船を回す広さ、その辺を検討した結果、安全である。実際にはここは川なものですから、漁船は本当にとれていませんので、来るとすれば今の商船もしくはタンカーだけです。それも最大でも5,000トンぐらいしかないもので、そのサイズに対して十分であるというふうになっております。

石田委員 では、現状この地域のメコン川の事故とか、何か危ないことがあったという、そういうことの実態関係はこれから把握されるということで理解していいですか。

五島氏 実際に大きな事故が起きたということは確認できておりません。なかったというふうに聞いております。

石田委員 それは漁師側からも聞かれましたか、住民側から。

五島氏 漁師からは聞いていませんが、今申しましたように小さな船なものですから直接統計、それはないんですが、今申しました大きな商船について事故はなかったというふうに聞いております。

石田委員 漁師にいろいろ聞き取りされたほうが、小さい船側からの視点がよくわかるんです。それはコメントに残します。ありがとうございます。明確になりました。結構です。

松本主査 代替案関係でほかに何か書けなかったこととか、書き忘れたことでありませんか。では、スコーピングマトリックスにいきたいと思います。22番、平山委員、お願いします。

平山委員 22番は2つのポイントがありまして、1つは定性的にというのと量を算定する定量的にという、このポイント。それから、もう一つは、量を算定するというのと、それから予測評価する、予測をするかそれとも量だけを計測するかという、そのところがいろいろと入りまじっているのです、どのように整理されているのですかというのがこの質問の趣旨なのですけれども、お答えとしては、供用前の工事中については一時的な影響なので定性的なものでいいだろう。それから、供用後については定量的な検討を行うと書いてあるのですけれども、実際に定量的な検討を行うという時に、それは予測調査も含めているのかどうか。例えば、大気汚染であれば自動車の走行台数等をもとにした汚染物質の量の予測をすとかしないとか、騒音についてもそういうことになるかと思えますけれども、そういうことをされるのかされないのか。ただ単にモニタリングで現状はこうなっております、測りました、終わりということでEIAを終えられるのかどうかということの説明していただきたかったです。その点はいかがでしょうか。

三島氏 予測評価は予定しています。量を算定すると書かせていただいたものについては予測評価まで予定しております。

平山委員 その予測調査をする時の基本データといいますが、原単位をどのように使うとか、向こうの自動車の1台1台当たりの騒音なり、大気汚染物質の排出量がどうかという、そのようなデータというのはそろっているものなのでしょうか。

三島氏 当地のものはそろっておりませんので、それは日本ないしほかの国の事例で準用させていただくことになるかと思えます。

平山委員 そうすると、車の審査というのが日本の国土交通省、昔の運輸省と、それから向こうの審査基準というのは随分違うと思うのですけれども、そこらのところについての配慮も一応していただけるということなののでしょうか。要するに、パスする基準というのが違うと思うのです。1台1台と、それからこういう型式の車をつくるという時の審査基準というのもまた日本にはあると思うのですけれども、そういうのがカンボジアにあるようには私には思えないのですが。

三島氏 恐らくないと考えておりますので、そのあたり、もし何か参考になるようなものをご存じのようでしたら。

平山委員 特にないのですけれども、それがなくて、予測評価をするというふうに言い切られるのは、本当にそれで大丈夫なのかなと思ったのですけれども。

若林 できる限り客観的な指標を使うということを前提に、日本だけの基準だけではなくて、ほかにもこういった調査、特に道路環境の調査をやっている援助機関等あるかと思しますので、そういった客観データを比較して、その日本のデータを基準としつつも、その妥当性については検証もできるような形で進められればよろしいのかなというふうに思いますので、そのようなやり方を検討させていただきたいと思いません。

平山委員 私が申し上げたのは日本のデータを使うようにと申し上げているのでは全くありませんので、そのような客観的な。

若林 逆に基準が高過ぎるんじゃないかというお話だと思います、そういうふうに理解をいたしております。

平山委員 客観的な基準が必要だということです。

松本主査 では、米田委員、23番、24番、お願いします。

米田委員 23番、24番は本当に質問でしたので、了解いたしました。これで結構です。

松本主査 25もわかりましたのでコメントにします。スコーピングマトリックス、ほかにも何か追加であったらお願いします。

石田委員 まず、スコーピングマトリックスのSEZの3番廃棄物のところなんです。新しく今日いただいた補足資料を見たんですが、スコーピング案のSEZ廃棄物、事前資料27ページの3番廃棄物、これは既存構造物がなく撤去が必要でない、よくわかりました。ただ、工事に伴う廃材、有害廃棄物は発生しない。有害廃棄物はともかくとして、何も無い更地に新しく物をSEZだからつくるわけですね。箱物をつくったり、道を整備したりいろいろやるわけです。そうするといろいろな資材とか建築材を持ち込んで、そこでまるでゼロエミッションのようにごみを出さない、こういう意味ですか。とすればとてもすばらしいプロジェクトだと私はむしろほかのところで宣伝したいぐらいです。この記述がよくわからない。まずそれについて教えてください。ごみは出るんじゃないでしょうか。ごみは出ないんですか。

三島氏 ごみといいいますか。

石田委員 ごみというか、産業廃棄物のような、木の切れ端とか、コンクリートの残りとか、そういうのは出ないですか。捨てることは心配しなくていいということですか。

若林 基本的にここに記載しておりますように、現状の回収とか処分が必要な場合に、評価の理由の部分と評価方法の記述が若干ずれてしまっているかもしれませんが、それでも。

石田委員 では、合うように修正しておいてもらえますか。

若林 出る場合には回収処分を義務づける。

石田委員 スコーピングというのは別にバイブルとは言いませんけれども、これは

やっぱり後々まで残るものなので、つじつまが合うように修正をお願いします。

それから、浚渫を何カ所かなさる予定ですね、河川で。SEZやアクセス道路をつくる時に浚渫はかかわってくるんでしょう。かかわってくるのはSEZだけでしたか。両方かかわるんでしたね。そうすると、浚渫による影響についてはどこかでスコーピングで記述していただく必要があるのではないのでしょうか。例えば29ページの10の生態系では、SEZ用地内の動植物や生息量を失うとあるんですけども、浚渫によって何かそこで生産が失われるというのは全くないんです。道路にもないんです。ですから、浚渫による生態系への影響というものが、あればある、ないのであればない。それからごく微小であるということは、どこかで記述が、スコーピングとして掲げていただきたいなというふうに思います。その点いかがですか。影響はなさそうですか。

三島氏 SEZとアクセス道路は浚渫土を持ってくる予定ではありますがけれども、その浚渫土というのは既存の浚渫土砂の採取場から調達する予定でございますので、この事業のために新たに浚渫をするというわけではございません。

石田委員 砂を掘るのは3カ所ほどあるんですけども、11ページを見ると。ここでもうずっと行われているので、これ以上この工事のために砂をとったとしても影響は出ないだろうという、そういう判断ですか。

三島氏 そうです。

石田委員 わかりました。あとは、これも細かいことなんですけれども、社会環境の16番で、雇用や生計手段等の地域経済というのがあるんです。これでは、SEZでは、工事供用後はCになっているんです。まだよくわからない。アクセス道路ではDになっているんです。なぜSEZはCで、アクセス道路がDなのかわからないと思って、評価理由と予測評価方法を見たんです。これは全く同じなんです。どうしてアクセス道路はDで、SEZはCなのか。それとも単にこれはエラーというか、そういうものであればそう言っていたらければ。

三島氏 供用後につきましては、道路については特に供用に伴って住民や生計手段に影響が出るというふうに考えませんでしたので、それでDというふうにさせていただいています。アクセス道路では供用後の。

石田委員 SEZがDなんです。アクセス道路がCなんです。逆でしたか。

三島氏 アクセス道路はDです。

石田委員 でも、これは理由として書かれていることは全く同じなんですけれども。

若林 社会環境16番ですが、SEZは供用後のところはSEZの供用により新たな雇用の創出、地域経済の活性化が期待されるという理由にしております、一方で、アクセス道路は道路の供用は雇用や生計手段に影響しないという形にしております、その違いでCとDにしているという整理でございます。

石田委員 わかりました。私は見るところを間違っていました。今のは忘れてください。

松本主査 ほかはよろしいですか。石田委員が見ていらっしゃる間に私が1点あるんですが、いただいた補足資料なんです、これは事前のコメントを踏まえて修正したとあるんですけども、ざっと見させていただいたところ、事前のコメントを踏まえているものと踏まえていないものがあるように思うんです。要するにこういう中途半端に出されるとどう対応していいのかわからなくなって、つまり我々が議論すべきは補足資料の修正案なのか、それとも事前に配られたものなのかが非常に困るんです。つまり、これでまだ不十分だと思っている話を今ここですると混乱すると思うので、ここではあくまで元に戻った議論でいいですか。我々のスコーピングのこのマトリックスの議論は決してこの補足資料3について議論したわけではない。原本に対して議論したわけであって、したがって、この補足資料のこの状態でいいとか悪いということをお我々はここでは言うつもりはないということによろしいですか。そうでないと、我々は補足資料でこれでいいんじゃないかというふうな案になったように思われるのも困るので、皆さんこれでよろしいですか。我々の意見はあくまで最初に配られたものに対してである。この補足資料で事前のコメントが十分含まれているかどうかは、我々はまだチェックしていないという状況でいいですか。それともチェックしたほうがいいですか。

長谷川委員 大筋は松本主査の考えでよろしいかと思うんです。ただ、我々質問やコメントをしていて、今回こういう回答をいただいて、多少我々が、誤解があったところがこうだったんだという、そういう理解は今回の補足資料で進んだところはあると思うんです。その場合はそれを踏まえてコメントというふうなやり方でもいいかなと思います。大筋に今回もらったものを全般的に踏まえるというのは、おっしゃったようにやめたほうがいいと思います。

松本主査 そこはコメントのところでも個別に今長谷川委員がおっしゃったような形で。石田委員、何かありますか。

石田委員 1点、37ページの自然環境10番生態系のところもそうだし、その前にも、36ページの廃棄物で浚渫はしないとなっていますが、これは間違いはないんですか。航路確保のために浚渫はしないということは間違いはないですか。航路確保のためには浚渫はしない。そういう意味では河川はいじらないんですね。

三島氏 そうです。

石田委員 わかりました、ありがとうございます、以上です。

松本主査 ほかにマトリックスで何か。

長谷川委員 これは確認というか、逆に教えてほしいんですけども、スコーピング段階でこのマトリックス表をつくった時の評価のABCのつけ方なんですけれども、同じようなことをEIAの最後にもやりますね、評価として。そうすると、この段階のスコーピングのABCのつけ方の考え方と、それから最終的なEIAの最後のつけ方の違いみたいなものはどこかにあると思うんです。私が確認したい、あるいは教えてほしいか

ったのは、いろいろと対策案を提案します。そうすると、当然出るはずだったマイナスインパクトがどんどん減っていったって、評価はそれだけよくなるということに近づいていくわけですが、この最初のスコーピング段階でおやりになっているABCというのは、対策はいろいろ考えられるけれどもこっちに置いておいて、まっさらの状態かどうかというふうなABCのつけ方をしているのか、あるいはここである程度提案した対策の結果も踏まえながらABCとつけているのか、これはとても大事なところで、その辺どうお考えになってやっていたのか、勉強のためにお聞きしたいんですけども。

三島氏 基本的に緩和策を行わない状態に対するABCをつけるというふうにさせてもらっています。

長谷川委員 そうすると、逆にいうと皆さんがここに書いてある提案の対策を読み込んで、それでAじゃない、Bじゃないという話はいけないわけですね。

三島氏 はい、それはしないということです。

松本主査 ほかにありますか。では、環境配慮にいきたいと思います。これは両方とも長谷川委員です。よろしくお願いします。

長谷川委員 これも先ほどのスコーピングの時期が調査時期との整合性の点でどうかというものとも通じると思うんですけども、事情はわかりました。いろいろと調査の段階でなかなか現地踏査ができにくかったということなんでしょうね。ただ、ベースライン調査の中では、先ほども既にいろいろな項目について調査が始まっているというふうにおっしゃったので、現場に行かなくてもいろいろな調査があるわけですから、10月に始まったというふうを書くちょっと誤解があるので、先ほどもおっしゃってくれたようにいろいろなことをもうやっていますから、やっていますというふうな書きぶりのほうがいいのかなというふうな気はします。これそのものについては理解しました。

27番について、これも理解いたしました。

松本主査 ほかに何か環境配慮でありますでしょうか。

では社会配慮のところ、28番は私ですが、住居がなかったことの確認はわかっているんですが、利用のところなんです。若干JICAの環境社会配慮の中で住民移転に重きを置かれるのは、それは評価されることだと思うんですが、一方、土地の利用というAffected peopleといった場合、そこを活用されている方というものの存在が忘れがちになるので、そこについてはまだ確認はされていないんですか。

若林 その点についてはまだ確認中という状況でございますので、できる限り情報収集をさせていただきたいと思います。

松本主査 ほかに社会配慮の部分でどなたかありますでしょうか。特になければ、ではその他の部分で平山委員29番お願いします。

平山委員 ペーパーの中では自然環境と社会環境と大きく二分して書かれておりま

すので、これは法律等の用語ではないので、そのところは何らかの根拠があるのですかということをお聞きしました。ということで、このように、普通は公害、自然環境というふうに分けるのではないかと思います、こういう趣旨のことで結構でございます。

松本主査 それでは1時間10分ほどですが、コメントに入りたいと思います。質問事項でお答えいただいたものも踏まえながら追加があれば追加をしていくということになると思いますが、まず既に上げられている点からいきたいと思います。では、コメントのところももう一度見ていこうと思います。全体事項30、31と石田委員、お願いします。

石田委員 2つともありがとうございます。結構です、よくわかりました。特に補足資料助かりました、ありがとうございます。

松本主査 代替案の検討、32番、長谷川委員、お願いします。

長谷川委員 これは先ほどの代替案の議論のところにも出てきたんですけども、事前にいただいた資料の6ページです。もちろんアクセス案の比較検討をこういうふうにしめたという一覧表でよろしいと思うんですが、先ほど石田委員もあったように、ABCでわかりやすい面もあれば、もう少し説明をいただきたいなというところもあって、例えば同じ自然環境でも3つの案がある中で、どうして同じランクのBになるかというのがもう一つ丁寧に何か説明していただくと、ここまで絞り込みをきちんとしたんだな、環境配慮をしっかりとやっているんだなということになるんですが、その辺の希望のコメントです。ここにある説明もわかりましたが、コメントするかどうかはまた考えさせてください。

石田委員 あわせてなんです、今、長谷川委員がおっしゃっていただいたことではっきり気がつきました、優位という言葉をやめたらどうですか。何に対して優位なのかわからない。ほかの言葉をお使いになられたほうが。自然環境はダメージが大きいとか少ないというふうにしたほうがよりわかりやすいと思います。経済性はBACとついていますが、安い、高いの話でしょう。全然違うことをABCで表現するのはかなり無理がある。それを優位、優位というのも何を優位としているのか、誤解を招きそうです。道路を通すのに優位だとか、SEZをつくるのにこっちのほうが文句が出そうにないから優位だとか、さまざまな解釈が可能なので、優位という言葉は、私は余りお勧めはできないような気がします。

以上です。

松本主査 このあたりはまたは後ほど、あるいは今の優位の点についてはいかがですか。

若林 確かに特に自然環境のところはB横並びでその内容もそれぞれ異なる記述もあって、確かにわかりにくいというご指摘はその通りかとは思いますが、優位性という言葉の使い方は検討させていただきたいと思います。

松本主査 では、ほかに代替案の検討でありますか。では、スコーピングマトリックスにいけますが、まず33、平山委員、お願いします。補足で資料3の中で長谷川委員に34をお願いしたいと思います。

平山委員 33番ですけれども、これは以前全体会議の時でも、前のワーキンググループでもこういう書き方をされておられた方があって、それをそのまま引き受けた形で、全体会議で助言案が検討された時に議論になったのです。確認するとは一体どういうことなのだという、そこのところをはっきりさせていただきたいということでこの補足資料3に追記したということで、このようなことを書いていただきたかったということです。結構です。

松本主査 34をお願いします。

長谷川委員 新しい補足資料、ありがとうございます。これを大きく参考にしないというようなことになるかと思うんですが、およそ私がこういったコメントをした場合はこういうふうに修正をしてくれるのかなというふうなイメージだけは持ってもらったんですが、スコーピング段階でどういうふうに予測をやっていくかという方法はある程度書けると思うんですけれども、その予測結果に基づいてどういう評価をやりましょうということは、なかなかスコーピング段階で提示するのは難しいかなと思うんです。この表に評価方法というふうに書いたものですからあえてもう少し具体的に書いてあるんですけれども、逆提案とすれば、例えば予測方法だけにとどめておくとか、あるいは評価の考え方という書きぶりにするのか、そんなふうに思ってコメントの内容も少し考えさせてください。

松本主査 その際はこの補足資料に対してコメントをされるのか、元に返ってコメントされるのかをご検討ください。この点よろしいですか。JICA側からもあればですが、よろしいですか。そうしましたら、35、36、37は同じような点ですが、米田委員からお願いします、37番。

米田委員 私は自然環境のことしか考えていなかったんですが、やはり雨期の調査をしなければいけないだろうと思います。コメントを出した後に気がついたんですが、この地域が鳥類の重要な生息地になっているということと、雨期に魚にとっては雨期の氾濫源で卵を産んだりという部分がかなり重要だというような話も聞きましたので、雨期の調査、聞き取りはもちろんなんですが、だけではなく、できれば何かもう少し積極的な調査をしていただけないかという気がします。先ほどの魚の話で、もう一つは社会環境に入るんですけれども、このあたりの人たちはかなり魚をとって食べて暮らしているということで、その数字は余り表には出てこないのかもしれないけれども、かなり依存しているのではないかという話もありましたので、そのあたりも調査をしていただいたほうがいいかなと思っています。

松本主査 38も含んでいる部分もありますが、私も今の米田委員とほとんど同じですが、お答えのところに書いてある雨期は水没するので乾期しか調査できないという

のがよくわからないんです。そしたら川の調査は全然できないじゃないかと思ってしまうので、水没していたら調査ができないというのはどういう意味なんですか。魚とか水生の生物も調べてほしいのですから、別に水没していても調査はできると思うんですが、このお答えの趣旨がよくわからない。

三島氏 現場へのアクセスができなかったということが実際にあったものですからこういうふうに書かせていただいたものですが、確かにボートなどで行くということとはございます。

松本主査 そうすると調査期間との問題が出てきますが、それはまた後でコメントのところでということになります。米田委員、今のところはよろしいですか。

米田委員 はい。

松本主査 38は今米田委員の話もあった漁労に加えて、他の地域を冠水から守っている可能性とか、水の行き場がなくなるというような点についてというのはそこにお答えが書いてあるので理解いたしました。39、40も私なので追加でいきますと、土地利用者ということとリスクの問題も了解しました。こういう点を実をいうとスコoping表に反映されているとは思えなかったんです。したがって、私は実をいうとこの資料3、先ほど長谷川委員が長谷川委員のご指摘に対してはスコoping表が改定されましたけれども、それはすべてを含んでいるわけではないので若干、出していただくのはありがたいんですけれども、扱い方も難しくなるなどは思っていますので、それはそういうことで、後でまたコメントのところで。ほかにスコopingマトリックスについてはよろしいでしょうか。では、環境配慮のところでは平山委員が41、42、43と3つありますので、お願いします。

平山委員 まず41ですけれども、ここにお書きしましたように、SEZに誘致される企業の種類が明確でない、有害物質を排出する企業の立地が否定できないということであれば非常に大きな問題が生じるのではないかと。先ほど米田委員がおっしゃいましたけれども、近くの人がそこでとれた魚を食べているなどということになると、どうしても日本では水俣病を思い出してしまうというふうなことがあって、そこらの規制の状況はどうなっているのかという質問なのですけれども、お答えは何々を前提としますとか、それらを調査して入居企業の選定を実施しますとか、検査を実施しますということで、制度的な担保というのがないのです。カンボジアという国で法律があるのかないのか、あったとしてもどの程度守られるのかというのは途上国特有の問題があるかと思うのですけれども、そこらのところを考えると、選定企業の種類を限定するとかしないということとどこで縛りをかければいいのかということの検討が非常に重要になってくるように思うんです。そこに対する答えが欲しかったのですけれども、ここでは考えますとか、前提としますという答えだけなので、何となく答えをいただいたような気分にはなりにくいのですけれども、何かコメントがあればいただきたいのですが。

若林 今回環境調査に加えて社会調査もやります。それを踏まえたEIAを作成することで、それを当然前提として当然SEZの運営をやっていく必要は出てくるわけですので、当然EIAの結果というのがSEZの運営の指針となってくるものと理解していますので、そこは今回の実施主体である港湾公社、こちらがSEZの運営母体になってくるかと思うんですけれども、管理母体になってくると思いますけれども、そこと入居者の選定基準といったものを検討していくというプロセスがあるかと思しますので、そういうところできちんとEIAの結果というものを反映して、選定企業等をスクリーニングをしていくということは考えられるかと思します。

平山委員 その前提としては公的な規制制度はまずないということをおっしゃっておられるのでしょうか。

三島氏 排出基準等は当然ございます。

平山委員 ありますね。その遵守状況というのはどうなのでしょう。

三島氏 遵守状況はまだ具体的には収集しておりませんが、ただ、排出基準を守っていたとしてもやはり有害物質を特に出すような工場は農地の中につくるのは望ましくないと考えられるかと思しますので、そういった場合は、今ご説明いただきましたようにEIAの結果を踏まえて緩和策という形になるかもしれませんが、新たな基準、独自の基準を設けていただいて、それを遵守する企業のみを入居を進めるというプロセスになるかと思します。

平山委員 要するに港湾公社が独自にやる、上乘せをするという形になるということですか。というと、日本の公害防止協定と同じような形にするということなのか。要するに公の制度があって、それだけで足りない時には自治体と現場の企業なり実施主体が契約を結んで、こういうのは入れないとか、入れるという、そういうやり方をすることなのか。それは機能しそうなのですか。要するに、私が一番気にしているのは、先ほど米田委員が言われたように、有害物質が排出されればそれを魚が食べる。魚が食べて、魚の体内に蓄積されたものを住民が食べるということになると、結果としては大事になりますね。それを止めるにはどういうやり方があるのかということが気になっているのですけれども、それをEIAの中でどのように実現されるのかということが一番知りたいわけなのです。だから、そういう懸念のある企業は絶対に入れさせないという方針を、港湾公社、そこに認めさせるとか、そこまでお考えになるのか。また、そういうふうに決めた時にそれは本当に十分守られるのか。それとも守られない可能性があるのでモニタリングをその後は続けるということにするのか、そこらあたりの方針、向こうの現場の、向こうの国のカンボジアの制度等を勘案するとどういう仕組みの中にEIAを置くということになるのかなというのが一番知りたいわけなのです。

若林 一応EIAをつくることを前提として今回回答を作成しているつもりでもありません。まさにこの回答で書かせていただいたように、入居を認めないことを前提とし

ますという書きぶりになっておりますけれども、基本的にそういった条件を設定することを港湾公社側と合意していくプロセスを持つとしております。したがって、EIAはその前提となる根拠となる材料として位置づけられます。したがって、港湾公社との間ではそれを根拠とした、必要あればカンボジアの環境基準にあわせて、あるいは企業側に求めるべき基準というものも作成をする、緩和策として作成をするというような手続を制定して、それを遵守していくプロセスを設定するということを想定しているということでございます。ですので、回答の最後にもありますけれども、港湾公社としてもモニタリングをするということも含めて、想定はして手続を検討したいというふうに考えています。

平山委員 そういう話であれば、モニタリングに対する言及というのはされないのですか、完成後の。

若林 モニタリングという言葉が明確にここで使っていないところではありますけれども、一応3ポツ目の入居企業に関してはというところは入居後のプロセスを想定してございますので、この項目はモニタリング段階で考えていることというふうに。

平山委員 これはモニタリングの説明であると考えていいということですね。大変な問題だと思うので、いろいろEIAの過程で検討をしていただきたいということであり、42番ですけれども、農用地の土壌汚染のことが出ておりましたので、日本の農用地土壌汚染防止法の規制対象物質をここに書かせていただいたということで、それを調査項目に加えていただくということで、これで結構だと思います。そのほかに項目が要るのかどうかというのは私よく知りませんが、重金属類の調査というのは41番の有害物質の調査も含めて慎重にやっていただきたいという気がいたします。それから、43番のNCTの建設に伴い水底の形状が大きく変化すると私は思ったのですが、大きく変化するとは考えないということが書いてあるのですが、特に2ポツで書いてあるのですが、これは根拠があるのでしょうか。

五島氏 今まで何度か港湾の深淺測量をやっております。その中でNCTの工事だけはそれほど変化していないということで、こういう記述をしました。

平山委員 聞き取りですか。結論としては、NCTの建設に伴う水底の形状の変化はEIAの対象項目として取り上げるのですか、取り上げないのですか。

三島氏 水底の変化自体は取り上げないというふうに。

平山委員 取り上げないでいいという根拠が、港湾公社の説明としてここに書かれているような、回答のところに書かれているような内容があるからということなのですね。それは本当に大丈夫なのでしょうか。

三島氏 ご指摘は、構造物ができると流れが変わって地形が変わるということでしょうか。それとも工事で直接的に改変するというということでしょうか。

平山委員 可能性があるもの全部ということなのですが、そういうものは考えられないということでしょうか。こういうこと、こういうこと、こういうことしか

ないので、水底の変化というのは考えられない。

三島氏 直接的な改変については、今回河岸を少し整形はいたしますけれども、大きな浚渫を行うようなことはありませんので、まず直接的な改変はありません。次に間接的に水流が変わってどこか浸食された例とか、そういったことについては今までのデータと比較はするようにいたしますけれども、基本的にないというふうに考えています。

平山委員 ということは、NCTの建設によって水底の形状に影響が起こるといふことはほぼ考えられない、現在の工事内容ではということではよろしいですか。そこを、自信を持って言い切れるのであれば、わかりました。

松本主査 ほかに何か追加で環境配慮ありますか。

ここで1時間半です。では、10分ほど、3時45分再開ということをお願いします。

(休憩)

松本主査 では、再開いたします。

では、コメントに移りたいと思います。1から順番に、コメントとしてどう残すかというところ、後ろのコメントは合体するんですか。1から順番にやって、最終的に表は合体して送っていただいてチェックするという形でやらせていただきます。

では、全体事項からいきます。1番の作本委員の質問だったということで、これは削除ということではよろしいですか、コメントには特に。では、2番、長谷川委員。

長谷川委員 2番目も削除をお願いします。

石田委員 3、4も削除をお願いします。

米田委員 5番なんですけれども、これと関連してなんですけど、モニタリングという言葉はどこかに入れてほしいと思っているんですけれども。

松本主査 第1ターミナルに対する。

米田委員 いえ、全部です。この第1ターミナルの話だけではなくて、本事業の3つの事業すべてについて、環境影響、社会影響のモニタリングを提案するというような内容のコメントを入れたいんですが、どこに入れていいかわからないんですけれども、全体事項に入れてよろしいですか。

松本主査 とりあえずモニタリングという項目は、スコーピング段階では確かなかったですね。

米田委員 ないんですか。

長谷川委員 スコーピングの段階で特にモニタリング云々という話は出づらいつうんです。当然調査団側は対策を立ててモニタリングということは絶対入ると思うので、改めてここで言う必要はないかなという気は、私は個人的にしているんですが。

松本主査 もし入れるならば第1ターミナル、既にある中国の第1ターミナルのところのモニタリングですね。

米田委員 それをこの事業でやるというのはおかしくはないですか。

松本主査 それは、おかしいか、おかしくないかは私たちが決めましょう。どうしますか。

米田委員 モニタリング項目というのは、EIAの結果で出てくるという感じですか。影響になりそうなところをモニタリングしていくという。

長谷川委員 普通そうですね。

米田委員 それはフィージビリティスタディの最後の段階まで出てきていないということですか。今の段階ではまだそこまで言わなくていいということですか。

長谷川委員 と思うんですけども。

米田委員 最終報告には出てくるということですね。

長谷川委員 それは当然ですね。

松本主査 その段階で言うということですか。

米田委員 わかりました、ではいいです。

松本主査 6は、私はやはりここは第1から第3で評価をしたほうがいいというふうに思っているので、「ターミナルの影響については第1から3の累積的評価を実施すること」というふうに入れたいです。さっき可能ではないとか、いろいろ言われましたので、これは委員の皆さん、よろしいですか。

長谷川委員 そこは、例えば表現として可能であればとか、そういうふうに。

若林 そのような記載をしていただくこと自体に反対はしないんですけども、内容としてですが、今回対象としている事業というのはあくまでも第2ターミナルということになりますので、それに対してEIAのプロセスに載せていくということが前提ではありますので、それと整合する形のアウトプットになっていることが最低条件なのかなということだとは理解しているのですが、そういう認識のずれがなければ、逆にいうとそういう意味でも可能な範囲でということになるのかなというのが我々の見解なんですけれども、そのあたりの確認をさせていただけるとありがたいと思います。

松本主査 そうすると、「ターミナルへの影響については少なくとも第1との複合的な評価を行い、可能な範囲で第3ターミナルの影響も考慮すること。」「ターミナルの影響については、少なくとも第1との複合的な評価を行い、可能な範囲で第3ターミナルとの累積的影響をも考慮すること。」では、よろしいですか。次は第7番目ですが、7番目は、これもそういうふうに行うという結果も知っていながらですが、250ヘクタール全体の影響評価を実施する。「SEZ候補地250ヘクタール全体の影響評価を実施すること。」

では、8、9ですが、これはどうしましょうか。

長谷川委員 私の8番は削除して結構です。

松本主査 私も、これは後で雨期の調査のところの話をしたいので。では、10番は日比さんですが、その後、11、12で、私13、14ですが、ここはどうでしょうか。

長谷川委員 11、12は削除していただいて結構です。

松本主査 これはどうですか。このEIAのこういう運用が可能であるということについての表記というのは必要ないんですか。今いただいた資料だけだとそこが読めなかったんで、カンボジアの法制度上そういう運用が可能であることについて、何かしっかり書いておいてもらったほうが。それと、これは協力準備調査ですね。本協力準備調査が……

長谷川委員 それは回答にありますね。「ただし」というところあたりが、その後の「EIAが必要になると見込まれる場合はIEIAを行わず、初めからEIAを実施することも運用上可能である旨を明記する。」みたいな。

松本主査 そこまで書いていいですか。若干、それよりも「本協力準備調査がIEIAnなのかEIAなのかを明記し、カンボジアの法制度上の妥当性について説明すること。」というようなところで。「カンボジアの法制度上の妥当性について説明する。」こんな感じでよろしいですか。では14まではそれでいくということをお願いします。15は削除をお願いします。

平山委員 16番ですけれども、これは鉛による大気汚染の影響というのは考え得るということだったのでしょうか。もしそうであれば有鉛ガソリンの使用状況調査をEIAの対象に含めることというのをに入れていただきたいのですが、もう実態的にそんな心配は全くする必要ない、知らないだけだとおっしゃるのであれば落としてもいいですけれども、どちらなんでしょうか。

三島氏 実質的に無鉛ガソリンがもうほとんどであるというふうに聞いています。実情はほとんど使われていない状態と聞いています。

平山委員 それをEIAの中で確認するという必要もないくらい確かなのですか。

三島氏 そう理解しています。

平山委員 大丈夫なのですね。

三島氏 はい。ただ大気汚染の鉛の問題については、鉛自体の大気汚染の排出基準もございまして、そういった面から評価はできようかと思っています。

平山委員 大気汚染の項目で鉛を対象物質にする。では、それをお願いします。そうすると、ここではどうしましょうか。

松本主査 スコーピングマトリックスに入れる。

平山委員 そういう感じなんですね。

三島氏 大気汚染の一環ということで。

平山委員 鉛も取り上げる。では、ここは落としてください。

松本主査 では、17番、石田委員。

石田委員 17番はいいんですが、全体事項として2つあります。1つは、「物流拠点（SEZ，コンテナターミナル）と周辺都市を結ぶ道路における交通量が今後どのように変化していくか。その点について記述を行うこと。」日本語として長いので、後でJICAからのドラフトをもらったなら直します。とりあえず、こうしておいてください。

それが第1点です。

第2点は、浚渫のことはコンテナターミナルにかかわる浚渫はしないのでということでコンテナターミナルの記述、つまり本文の5.4-2では記述していないんですが、浚渫はとても大切なことなので、環境の改変を伴うので、SEZと道路だけやるのは片手落ちのような気がするんです。そういう意味でこうしてください。「施工計画のコンテナターミナルにおける記述でも浚渫について言及すること。」浚渫をやらないというのであればやらないと書いてください。

以上です。

松本主査 これは具体的にどこの。

石田委員 5.4-2です。5.4-1では、浚渫について実際行うので、実際にいろいろと、どこからとって、どうパイプで流していくか書いてあるんです。5.4-2と入れたほうがいいのであればどこかJICAで判断して5.4-2という言葉を入れてください。ただ、全体会合でそういう数字をいっぱい使うと何で入れるんだといろいろな質問も出るのであえて外しています。私からは以上です。

平山委員 今のところはNCTでは浚渫をするということ。

石田委員 浚渫しないんです。

平山委員 しないんですか。

石田委員 はい。しないんですが、ただ、しないからこそこの報告書、スコーピング案のいただいた資料の中では記述がないんです。片やもう一つのSEZアクセス道路については浚渫をするので、2ページ以上にわたって詳しい記述があるんです、どこから運んで、どこに運ぶというのが。でも、人がこれを読む時に、ではコンテナターミナルはどうなのかと思うわけです。ところが、それはスコーピングの中で小さく3行しか書いてないんです。これは浚渫という環境に対する影響が大きいものに対してはこういうところに閉じ込めるのはもったいない。だから外に出してくださいということです。コピーして貼ればいいですから、それだけなんです。それをわざわざコメントするのかという考えもあるかもしれませんが、私はとても大切なことだと思うので、わざわざ。

平山委員 結論はしないということなのですね、浚渫はしない。

石田委員 だから、やりません、影響ありませんでいいんじゃないですか。

松本主査 では、よろしいでしょうか。全体事項はこういうことで、場所的には全体事項でよろしいですね。

石田委員 施工計画はどこかにありますか、あればそちらに動かしていただいても、そこはお任せします。

松本主査 では、ここでいきましょうか。

では、次にいきます。代替案です。18、平山委員、いかがですか。

平山委員 真っ正面からやりなさいと書くとする、SEZのサイト選定、それから

19番のアクセス道路については、代替案の検討を含めてEIAの対象とすることというのが一番強烈な書き方なのですが、それはという感じでしたね。

若林 サイト選定のところについては、これ以外の選択肢の検討は無理なのかなというふうに思っております。

平山委員 そこを、では先ほどの浚渫のところと同じようにもう少しきちんと書き込む。

長谷川委員 私は、これはSEZとNCTと、それからアクセスと3つ分けて考えてみたんです。何の説明もなかったのが、先ほど議論にあったようにSEZだったんです。ですから、この部分では18番はこのままとっておいていただいて、19番をいじってみます。「本準備調査対象の」、「アクセスでは」からずっと「ルート」まで消していただいて、「SEZサイトの決定経緯について」、「及び」から「改めて」まで消してください。「サイトの決定経緯について、社会環境面の比較状況も含め記載すること」というふうに、一応ここはSEZだけにとどめまして、補足説明も補足資料も含めてNCTとそれからアクセス道路の比較表があったので、あちらをもう少し改善してくれるという言い方で後で出てくるので、そこでその2つには触れたいなと思っているんですけども。とりあえずここはこのSEZだけにとどめまして、2つは後のところだと思います。

平山委員 それだったら18もそのまま消してしまって、19の今のところでということはどうですか。全部入りますね。「決定経緯について、環境社会面の比較状況も含め記載する、言及する。」18を消して19に乗りかえるということで、私は結構です。

松本主査 「決定経緯について比較状況」というのは何を比較するのかわからないので、考え得る代替案とか、何か言葉がないと比較が何かかわからないんじゃないんですか。

長谷川委員 そうすると、「対象となるSEZサイト候補地の決定」、候補地の中からどれかを決定したんですね。その時に環境社会面から比較をしたという、そのストーリーを知りたいということですね。

松本主査 せっくなので、代替案という言葉は使ってもいいんじゃないですか。代替案はなかったということを書くことは可能なわけですね。選択肢がこれしかなかった。書いてほしいことはそのことなんです。明記してほしいことは。

長谷川委員 どういうふうに決められたかというのが、もうそこしかないということで決められた可能性もあるわけです。あるいはひょっとすると近くに幾つかあって、それからこれに決めたとという可能性もあるんですが、その時に環境配慮面はどのくらいしながらそれを決定したかというところを一番知りたいところで、そうすると、また後で考えるということはどうですか。

平山委員 多分今の悩んでいるところを突き詰めると、EIAを実施しろという話になってしまうのです。

長谷川委員 いえ、私は特にそうは思わないで、何をここまでの決定の段階でどのくらい環境について配慮されたか。本当は理想的にはSEA的なものもあったり、それから、このSEZについての決定の時にもあるべきですけども、いろいろな事情があるわけですから。

松本主査 その場合は現行の記述に近くないですか。要するにここで踏み込んでほしいのは、これ以外にはあり得なかったということはどう説明するかだと思うんです。

長谷川委員 まさにそうだと思うんです。ただし、その時に環境以外の理由もたくさんあるんですけども、環境についての部分も触れながら、それを説明してほしい。

平山委員 それはまさしくEIAではないですか。

松本主査 この5ページ目に書いてある環境社会面のところが抜き書かれて終わるんじゃないかと思います。5ページ目の用地内に民家がなくて、工場への、これは環境面はほとんどないんですね。では、もうストレートに代替案がなかったというふうにおっしゃっているのですから、それ以外の候補地がないことについて、環境社会影響を含めて合理的に説明するというのを求めてはどうなんでしょうか。そのままストレートに書くというのはいかがでしょうか。

長谷川委員 それが最初の言葉だったんです。

松本主査 決定経緯について。

長谷川委員 決定経緯について、環境社会面の検討状況ですか、比較というからおかしいので。

松本主査 代替案がなかったということを私は言わせたいんですけども。代替案の検討のところに書くものなので、何かやっぱり代替案という言葉や複数案という言葉がないと何となくおさまりが悪い。おさまりは悪くないですか。そうでもないですか。

平山委員 おっしゃる通りだと思います。代替案という言葉が、代替案がないという、これは普通代替案がないという言い方をコンサルでされることは多いのですけれども、それをそのまま認めてきたことはないと思うのです。

松本主査 ここはやっぱりその理由を説明してくださいということですね。

長谷川委員 まさに私の意図するところなんです。表現の仕方を……

松本主査 サイトの代替地がなかったことについて、環境社会面を認めてはいけません。そうすると、この書き方でいいんですか。これでいいですか。また後で戻ってきますか。今のところはまだ環境社会面の比較状況ですね。「比較状況も含め記載すること。」それでいいですか。

長谷川委員 とりあえず、それにしておいて。

松本主査 考え得る、代替案をなくして、比較状況だけを。18はなしということで、いいですか。

平山委員 これだったらサイト候補地ということで、複数ある。

松本主査 ということで、20番石田委員お願いします。

石田委員 20、21はあわせて次のようにします。「水路、操船の安全性について、過去の事故事実の有無なども含め、漁師や住民にインタビューを行うこと。」以上です。それで20、21とします。

平山委員 22は、文章をここのものはそのまま使えないので、「SEZ、アクセス道路の排出ガス量と騒音レベルについては、EIAの中で客観的なデータに基づいて予測・評価すること。」でどうでしょうか。確か客観的なデータというのが、排出ガス量と騒音レベルというのは右の言葉を使っているのです。そして、定量的な検討のところ「予測」を入れるという趣旨ですけれども。

松本主査 よろしいですか。では「定量的な」は入れますか。

平山委員 予測評価というのが。

松本主査 「客観的な」を「定量的な」に書きかえられましたが。「客観的な」がよろしければ「客観的な」に。

平山委員 いえ、「定量的な」ほうがむしろいいとは思いますが、先ほどは「客観的な」という言い方だったので。

松本主査 では、これで。では22はこれでいい。23番、米田委員、お願いします。

米田委員 23番と24番はいいです。

松本主査 25、これはスコーピングマトリックスに入れるのではなくて、多分後で動かすと思うんですが、ベースライン調査についてはスコーピングマトリックスではないところがあるので、その他か何かに動かそうとは思いますが、とりあえずここで文言だけを整理しますと、社会環境のベースライン調査内容も一覧表を作成して明確にすることということで。自然環境しかないものを。場所は後でまた。よろしいでしょうか。では、26、27、長谷川委員、お願いします。

長谷川委員 これは両方とも削除してください。

松本主査 その前に、先ほどスコーピングマトリックスのところでは石田委員が指摘された2つの点があったかと思いますが、それはもうよろしいですか。27ページの3のところと、浚渫の影響のところだったんですが。

石田委員 まず27ページの3なんですけれども、SEZとNCTの両方で新たにいろいろ物をつくるわけですね。素人考えだと、入っていた箱とかごみが出るんじゃないか。それは日常のごみとして燃やすわけではないでしょう。産業廃棄物とか、有害物質だとか、捨ててはいけない電線とか、あるんじゃないでしょうか。バッテリーの空き缶だとか。だから、やっぱりここは「SEZとNCTにおける廃棄物の評価は見直すこと」というふうに書いていただけますか。今やっているのはスコーピング表ですね、スコーピングマトリックスですね。もう一つ浚渫は。

松本主査 先ほどの全体のところでオーケーですか。

石田委員 そうなんです。SEZとアクセス道路については、浚渫は述べている。

NCTについては書いてなかったから書いてくださいというコメントを書きました。スコopingマトリックスの中では浚渫をしても生態系には影響を与えないということで、SEZのスコopingの中で影響を与えない。なぜならば、それは既存の浚渫の場所で土砂は幾らでも上から落ちてくるし、そこを取っているだけでは影響を与えないということでもよろしいんじゃないかと思います。

松本主査 なくて大丈夫ですね。では、1項目だけ追加ということで。先ほどの長谷川委員のところですが、これは。

長谷川委員 26、27、削除で結構です。

松本主査 28については削除で構いません。

石田委員 その前に社会配慮で1つ加えてください。議論にはしなかったんですが、コメントだけしたいと思っています。「SEZの対象とされるような土地は、貧しい（小規模）または小規模農家の重要な換金作物または生存のための作物生産の場であったりする。」続けて、その次の文章は、「よって、農民の生計との関連をよく調査すること。「よって、SEZ対象地と」、これは多分漁業でも同じことだと思うんです。先ほどの雨期、乾期での泥のところでの再生産の話も出ていましたけれども、似ています。ただ、漁業はそちらで言われるからここは農業だけでいいと思います。以上です。

松本主査 ここはSEZ対象とされるような用地のインプリケーションは。

石田委員 同じ場所です、一緒にしましょうか。どのようにでもお使いください。ただ、ここで私が気になったのは、作物生産とかタバコ生産があるので、これは換金作物だと思ったんです。だから、無視しないでほしい。ただ、この場所が何かよろしくなければスコopingでもどこでも一緒につけていただいて全く構いません。別々のほうが、農業と漁業を分けたほうがわかりやすければこのまま置いていただいて結構です、そこはお任せします。

松本主査 意味合いとしてはSEZ対象地というふうにして問題ないですか。

石田委員 はい。アクセス道路、NCTはほとんどもない、使っていないですね。農業対象地ではない。全然していない、空き地なわけですね、更地なわけですね。だから、あっちはむしろ漁業というのは魚のほうですね。水生生物で、こっちはSEZ対象地は農地、田畑とタバコ畑であると書いてあるんです。こっちはSEZ対象です。

松本主査 ということは、そうであったりする場である可能性が高い。

石田委員 そういうことです。

松本主査 では、これでよろしいですか。また後でコメント欄のところにいった時に。続いて、平山委員。

平山委員 29番は削除。

松本主査 残さないでもいいということですね。答えが書いてあっても書くというのはよくあることですけれども。

長谷川委員 特に大事だとか。

松本主査 よくこのことは出てくるので。

平山委員 よく混乱されている方がおられるのです。いいです。

松本主査 では、質問のところからはそれで、ではコメントのところではいきますと、30番、31番。

石田委員 この2つは残します。残す理由は、4番で3つの港を対象とした広域アセスはやらないんですかという質問をあえて捨ててこっちを残したいんです。アセスをやれと言われても多分難しいし、無理でしょう。無理というか、余り意味のないことだと思うので、この2つを残すことにします。ですから、このまま残して、最後を「説明すること。」にしてください。以上です。回答が非常によくできていますので、これをこのままお書きになられたらいいんじゃないでしょうか。

松本主査 これは両方このままの文章で。

石田委員 このままでお願いします。

松本主査 では、32番。全体事項はとりあえずこれだけで、では、代替案のところ、32番です。

長谷川委員 32番、先ほどの代替案の続きにくっつけてほしいんですけれども、もちろん番号は変えて。表5.3-1は消してください。そのかわりに、「アクセス案の比較検討表における自然環境項目に対し、すべての比較案がB評価とされた根拠、及び総合評価の考え方を明記すること。」理由を申し上げますと、表としては事前資料のうちからしっかりもらっているんですが、このBの同じくB評価とはなっているものの、そこでの違いを少し説明してもらわないと、本当に、これは先ほど石田委員が優先という名前を使うべきかというのがあったんですが、これで決定された比較案1が自然環境面からいって本当に比較案よりも対象とすべきものになるのかどうかというあたりの判断というんですか、これが難しい。それをする時の最終的な総合評価をどうやって1番2番とつけたというのが、考えれば考えるほどわからなくなってしまいうんです。ですから、ここのところを改めて検討していただきたいということで、こういうふうな表記、コメントを残します。これについては以上です。

松本主査 石田委員、どうですか、このままでいくとB評価の根拠ということにここは限定されることになるんですが、先ほどのご意見も反映したほうがいいのかどうかですが。

石田委員 結論から言うと、多分比較表の一般化というのはとても難しいと思うんです、今までの経験からいって。土木系とか工学系の方は数字とかABCを使われるし、多分これでぱっと頭に入る人もいると思うんです。私は生物系なのでよく入らないからディテールが欲しいところなんです。ただ、だからといってそれを一般的に押しつけたくはないので、コメントはしましたけれども、自分から進んでこれをアクセス表をもう少しわかりやすくしてくださいというようなことは言うのは控えておこうと思

います。以上です。

松本主査 では、個別の長谷川委員の指摘でとりあえずコメントはとどめるということ。では、33番お願いします。

平山委員 削除で結構です。

松本主査 では、34番。

長谷川委員 34番も特定の表名は切りたいと思いますので、「表8.1」から「ほとんどない」まですべて消して結構です。そのかわり、最初のところに、「スコーピングマトリックスでは可能な限り各影響項目についての評価の考え方も基準以下は示す。」の前まで消して結構です。「も示すこと。」です。「スコーピングマトリックスでは、可能な限り各影響項目についての評価の考え方も示すこと。」

松本主査 これは、つまり先ほどおっしゃっていた対策をここで書くのではなくということが。

長谷川委員 対策は平山委員が求めているように書いてもらっても結構なんですけれども、評価についてどういうふうな書きぶりをスコーピングの中でするかといった時に、先ほど言ったように余り今の段階で突き詰めるのは難しいですから、少なくとも考え方をしっかり書いておいてくださいということです。

松本主査 では、35から37は似てはいるんですが、これは結構重いのと思うんですが、雨期を調査することというのは調査期間これではだめだと言っているのですが、私としては「調査期間に雨期を含むこと。」というふうに入れたいんですが。

長谷川委員 ただ、これはテクニカル上というか、技術上、推測、それから既存のデータで済ますというのはかなり予測には難しいところが出てくるんですか。

三島氏 雨期の時に一番提供してほしいのはやはり水生生物の情報だと思いますので、それは確かに必要かと思います。今、住民のインタビュー調査の中でそのことについては対応したいと考えています。

松本主査 調査期間云々というよりは、もう少し実質的な話を書いたほうがいいということですか。何か悩ましいところなんですけれども。

若林 1点だけ補足させていただくと、調査スケジュールもございまして、雨期にしっかりかかる形で調査をこの先予定できない部分もあるかなと思っておりまして、その点は可能な限り客観的な情報収集を行うという形で補完させていただければありがたいです。

松本主査 実質的な内容で書くのがいいでしょうから、では、35はとりあえず一旦消していただいて、その書き方ではない書き方でやるということ。36も具体的なないので、米田委員が用意されている具体的な部分をお願いしようかと思うんですが。

米田委員 これではなくて先ほどの部分ですか。先ほどの部分は、私は環境配慮に持って行こうかと思っているんです。ここはベースライン調査の実施内容全体の話かなと思っていて、やはり雨期の状況も把握してくださいということがあればいいのかなと。

松本主査 そうすると同じですね。やっぱりこういうふうに残さざるを得ないですね、この37は。

米田委員 本当はやってほしいんですけども。ただ、多分このあたりは情報はかなりあるのかなという気はしますので、自然環境に関しては。社会環境に関してはちょっとわからないです。

長谷川委員 だから、改めてせざるを得ないほどデータや情報が不足しているかどうかという判断ですね。私は最初これ最初の段階の日本流に言うIEEレベルのスコーピングなのかなと思って、ここは余り私真剣に考えていなかったんですけども、これが本格EIAだよということになると、そのところの情報データがしっかりしているかどうかにかかってきますね。

松本主査 杓子定規になるかもしれないけれども、やっぱりこの熱帯モンスーン地方で1年間調査をしないのはまずいですね。それは最低限やらないといかないのではないかな。こういうようにナチュラルリソースにかかわるような要素が含まれているので、現実どうかはともかく、助言委員としてはそれは言ったほうが良いような気はするんですけども、皆さんどうでしょうか。私は言ったほうが良いと思っているんですが。多分全体会合に出てこられる委員の中にもそう思われる方がいらっしゃると思うんですけども。

長谷川委員 例えばターミナルNo.1ですか。あれをつくっている時にEIAをやっていて、その中にこういった情報が、ちょっと古くはなりますけれども、使えるようなものは入っていないんですか。

松本主査 一般的には雨期に冠水する地帯のデータはもしかしたらほかの事業であると思うんです。この地域の国道1号線の周辺であるわけですから、たくさん調査が行われているでしょうから。

石田委員 NCTも入っているんじゃないですか。

米田委員 元は多分SEZで出したコメントだったと思います。

松本主査 アクセス道路は入る。

米田委員 ただ、実際にはみんな入ります。普通一般的に乾期だけではなくて、当然雨期もというのはあると思うんですけども、できないと書かれているので、無理であればということにしたんですけども、コメントは残したいんです。

松本主査 2つ目に既存情報も入っていますから、それが難しければ既存情報を収集することとあるので、相当譲歩されていると思うので、私は望ましいではなくて実施することで止めてはいかかと思うんですが。

石田委員 追加調査はできないんですか、予算とか何も考えずに言っていますけれども。5月で終わるわけですね。雨期は5月から始まるので、本当に必要であれば追加してやらなければいけないのではないかな。写真を見ると平地か。

松本主査 「自然環境のベースライン調査は乾期だけではなく雨期も実施すること。

雨期の調査実施が困難であれば既存情報を収集すること。」

石田委員 既存情報の収集とインタビューにより代替する。

長谷川委員 この1、2カ月は雨期だったのですか。

三島氏 雨期から乾期に。

長谷川委員 かかるところですね。この1、2カ月は予備調査としてある程度やられていたわけですね。雨期だったので現地踏査できなかったというふうな文章がありましたけれども、そうすると、ベースライン調査をやりたくて雨期にまた入っても同じような状況でそれができないというふうな。

米田委員 先ほどおっしゃられたように、ポートを使うとか、そういうところまで考えても難しいのでしょうか。

三島氏 あらかじめ計画してポートなりを使うという方法はあるかと思うんですが、ただ、次に雨期になりますと、3月、4月以降、5月ごろという形になりますので、そうしますと、今のスケジュール上入りがたい状況になっております。

松本主査 要するに、ここからは物理的に不可能かどうかではなくて、スケジュール的な要因ですね。特にPPPですね。それは余り我々が考慮し過ぎるのもいかなものかと思うんです。

米田委員 なぜ最初からそういうスケジュールにしたんだろうと聞いていたんですけれども、これを聞いた時に。

松本主査 全体会合から言われていることです。カンボジアのこういう案件で雨期が入っていないのは余り考えられないです、このご時勢では。なので、このぐらいは書いていかがでしょうか。

石田委員 私たちは直球を投げればいいんじゃないですか。雨期も実施してください。二段構えで、雨期がもうできないというのであれば、既存情報とインタビューでやってください。こちらの意図ははっきり伝えていいんじゃないかと思います。しかも、松本さんと米田さんとか、カンボジアをよくお知りの方がそうおっしゃられるから、それは私たち委員会の意図だと思います。

松本主査 37もこういうことでいきましょう。38、これは「検討すること」と変えて残しておきたいのですが。要素がいっぱいあり過ぎるのは分けたほうがいいのかもかもしれませんが、でも検討することで。39も「含めること。」40番は工事中の雇用が強調されるんですけども、私の知る限りそれによって実は農地が荒廃して帰農するのに苦労している人たちが結構いたので、それは強くは言いませんが、「そのリスクについて配慮すること。」程度で。以上。置く場所はまた後で議論するということで、40番はよろしいですか。

平山委員 41番ですけども、「SEZに誘致される企業から」、2行目に移って、「有害物質が排出される可能性が否定できないので、EIAの中で対策を慎重に検討すること。」

松本主査 後半は削除、「あれば」以降。有害物質というのは特定する必要はない、この書き方でよろしいでしょうか。では、42番。

平山委員 これは入っているのだから削除で結構です。43番も先ほどの説明で納得しましたので削除で結構です。

松本主査 41番のところでは排出基準の遵守とか、そういう点はよろしいでしょうか。

平山委員 それでEIAの中で対策を慎重に検討をということの具体的な項目ということなのですけれども。

松本主査 わかりました。あと若干追加もあるんですが、一旦並べかえはできますか。同じ区分ごとに整理をしていただいて。

米田委員 2つ追加したいんですけども、環境配慮に入れたいと思いますが、もし違っていたらスコーピングでもいいです。1つ目がちょっと長いんですけども、「SEZ予定地南部の湿地帯は野生鳥類の重要な生息地（IBA）として認められている。このため排水、廃棄物等による水生植物、鳥類への影響を注意深く評価し、影響が出ないような対策を提案すること。」、これが1つです。もう一つについて言葉がおかしければ石田委員直してください。「雨期氾濫源を産卵等で必要とする魚種等への影響を評価し、大きな影響が出ないような対策を提案すること。」

石田委員 2つ目SEZなんです。NCTが完成するところでは入れないという。

米田委員 そうです。雨期氾濫源についてとか、道路も。

松本主査 よろしいでしょうか。そしたら上から最後まで一回一通り確認しますか。並びかえはなしということで。上からいって、最初はどうか。協力準備調査だったり準備調査だったりするといちゃもんがつけられそうなので、準備調査ですね。協力はなくして、本準備調査としてください。14番は要らないです。17番石田委員ですね。

石田委員 17番は要らないです。

長谷川委員 とりあえず結構です。

石田委員 20番ですが、結構です。

平山委員 結構です。

石田委員 SEZ、NCTにおけるスコーピングマトリックスの廃棄物等でいいです。ありがとうございます、結構です。

松本主査 米田委員の今の2つですね。石田委員の社会配慮。

石田委員 SEZ対象地と農民の生計との関係もあわせて調査すること。調査される予定ですから、「あわせて調査をすること」でいいと思います。「よく」は要りません。

長谷川委員 オーケーです。

米田委員 場所はかえないんですか。

松本主査 それはやりましょうか。場所をかえる専門家は長谷川先生なんですけれ

ども。

長谷川委員 JICAさんにお尋ねしたいんですが、先ほど委員からベースラインの項目立ての話は、内容ですけれども、スコーピングマトリックスの項目立てのところと一致させていいものかどうかということで、私はベースライン調査もEIAの一環ですけれども、予測評価の項目立てとは若干違うところがあるのかなと思って、その他というところでベースラインの話はしたほうがいいのかということをお願いしたんですけれども、その辺はJICAの見解としてはどうですか。

河野 「その他」というのは事前コメント・回答表の場所の話ですか。

長谷川委員 その他と、それからマトリックスというのがあって、そのあたりの。

松本主査 あるいは全体事項というのもあり得る。

長谷川委員 それもありますけれども、ベースライン調査という話を。

河野 特に決めはないと思います。「全体事項」か、「その他」かいずれかでしょうか。

長谷川委員 評価していますからマトリックスではないですね。ベースライン調査は基礎調査ですから。

松本主査 全体ではないですか、全体は結構幅が広いですね。これは全体にしましょう。38はベースラインではないので、最初の括弧は最後要らないと思うんですが。JICAの側に伝わるようにということで書いてあります。土地利用は、これは実を言うと影響評価の話を書いているので、中身としてはベースラインだけではないんです。土地利用を調査して影響を調べろというふうに言っているの、米田さんは2つに分けているんです。ベースラインを調べろというのと影響、2つありますね。私はどちらかということこれを2つ一緒に入れているので、長谷川先生、これはやっぱりここですね。影響評価。

長谷川委員 いいんじゃないですか、どちらかということこちらのほうが重いと思います。

松本主査 これはここかなと思っています。39もこの場所かなと思ってまして、この内容でいい。40もそれで構わないです。環境配慮にいていただいて。

平山委員 これは訂正したものと違うんじゃないか。「SEZに誘致される企業から有害物質が排出される可能性が否定できないので」、こういうふうに言ったつもりです。

松本主査 これで全部ですね。これで大丈夫ですね。では、これで整理をしていただいて、送っていただいて、委員でもう一度確認をして、2月4日ということをお願いします。

河野 スケジュールの確認ですけれども、事務局からの案を水曜日には送らせていただきます。全体会合は2月4日になりますので、時間は十分あります。例えば18日の金曜日ぐらいをめどに助言案を固めていただくということをお願いできればと思います。

す。

松本主査 では、どうもお疲れさまでした。

午後5時03分閉会